

駐車場利用規則

駐車場利用者は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. マンション敷地内においては、騒音防止に努め、特に夜間にあつてはヘッド・ライトを減光し、徐行運転に努めること。
2. 駐車場には必ず後進で入り、タイヤが車輪止の間にあることを確認のうえ駐車すること。
3. 車の出入が終わったら必ずパレットを再下降させること。
4. 駐車場には契約車以外の車、特に規格外の車は絶対に入れないこと。
5. 駐車場に引火物・危険物を持ち込まず、周辺の整理整頓に努めること。
6. 自動車内に貴重品等を放置せず、自動車から離れるときにはかならず施錠すること。
7. 当組合が行うマンション内不法駐車の排除に積極的に協力すること。
8. 駐車場には、いかなる工作物も架設または設置しないこと。
9. 来客用駐車場の利用に際しては臨時駐車証の掲示に協力すること。
10. 前各号に掲げるもののほか組合の指示に従うこと。

(附則)

この規則は平成 26 年 5 月 18 日から施行する。

自動車駐車契約書

サザンヒル八事分譲住宅管理組合を甲とし、サザンヒル八事分譲住宅居住者

_____を乙として、_____号駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関し、甲乙間に次のとおり契約を締結します。

（契約自動車）

第1条 乙が甲の駐車場に駐車できる自動車（以下「契約自動車」という。）は、次に表示する自動車とします。

（車名）

（車両登録番号）

2 乙は、契約自動車を変更しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければなりません。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、毎年6月1日又は契約日の遅い方から次の5月末日までとします。

（利用料金）

第3条 駐車場の利用料金（以下「利用料金」という。）は月額_____円とします。

（利用料金の改定）

第4条 サザンヒル八事分譲住宅管理組規約第15条の規定に基づく「駐車場運営細則」第8条により、利用料金の改定について、管理組合の総会で決議された場合は、利用料金を改定するものとします。

（利用料金の支払義務）

第5条 乙の利用料金の支払義務は、本契約の締結日から発生するものとします。

2 契約の開始の日の属する月又は契約終了日の属する月における駐車場の利用期間が1か月に満たないときの利用料金は、1か月分の利用料金を日割計算した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとします。

3 乙は、この契約締結と同時に、本契約の締結の日の属する月の利用料金を甲に支払い、以降毎月25日までに当月分を甲の定める方法により甲に支払うものとします。

4 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、利用料金の全部又は一部の支払を遅延したときは、その支払の遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年10.95パーセント（日歩3銭）の割合により算定した額を遅延利息として甲に支払わなければなりません。

（利用上の義務）

第6条 乙は、駐車場の利用に際し、別に定める駐車場運営細則及び甲の指示を遵守しな

ければなりません。

(工作等の禁止)

第7条 乙は、駐車場内の設備及び敷地に一切の工作を行ってはなりません。

2 乙は、駐車場内に契約した自動車以外の一切の物品等を保管・放置してはなりません。

(乙の損害賠償義務)

第8条 乙又は契約自動車の運転者その他乙の関係者が故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければなりません。

(甲に対する通知)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を文書により甲に通知しなければなりません。

- 一 乙が、姓名を変更したとき。
- 二 乙が、駐車場を1か月以上利用しないとき。

(乙の免責)

第10条 乙が駐車場の利用により被った損害については、甲の故意又は重大な過失がある場合を除き、甲は一切その責めを負いません。

(利用権の譲渡禁止)

第11条 乙は、駐車場を転貸し、又はこの契約上の権利を譲渡してはなりません。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで直ちにこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶することができるものとします。

- 一 駐車場の利用申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により駐車場を利用しているとき。
- 二 利用料金を3か月以上滞納したとき。
- 三 乙が契約自動車の駐車以外の目的をもって駐車場を利用したとき。
- 四 長期不在などにより駐車場の利用を継続する意思がないと甲が認めたとき。
- 五 サザンヒル八事分譲住宅を退去したとき。
- 六 その他この契約に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により、甲がこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶したときは直ちに、駐車場を空け、これを甲に返還しなければなりません。

(解約)

第13条 乙は、この契約期間中に解約しようとするときは、甲の定める解約届を甲に提出するものとし、その解約届に記載された解約日をもって、この契約は解除されるものとします。

2 乙が解約届を甲に提出しないで駐車場を利用しなくなった場合には、甲が乙の利用し

なくなった事実を知った日の翌日から1か月目をもってこの契約は解除されるものとします。

(駐車場の明け渡し)

第14条 前条の解約又は第2条によりこの契約が終了したときは、乙が契約終了日までに駐車場を空け、これを甲に返還しなければなりません。

(不正利用による損害賠償)

第15条 乙が第12条第2項又は前条の駐車場明け渡し義務を怠ったときは、契約終了日の翌日から明け渡しの日まで利用料金相当額の3倍の損害賠償金を甲に支払わなければなりません。

(保守点検等の際の協力義務)

第16条 乙は、甲が駐車場の保守点検又は改修工事等を行う場合は、甲に協力しなければなりません。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有します。

年 月 日

甲 住 所 名古屋市昭和区滝川町47番地の147
サザンヒル八事分譲住宅管理組合
氏 名

乙 住 所 名古屋市昭和区滝川町47番地の147
サザンヒル八事 棟 号室
氏 名

駐車場利用申込書

年 月 日

サザンヒル八事分譲住宅管理組合理事長 殿

サザンヒル八事分譲住宅駐車場利用規則を遵守することを誓い、車検証の写しを添えて駐車場利用申込みをします。

申込者

住所：____号棟 _____号室 氏名：_____

連絡先：_____

メールアドレスの場合パソコンからのメールを受け取れる（電話会社や gmail, yahoo などの）ものをご記入ください。

希望の駐車場 No. に ○をつけてください			申込みをされる番号の欄に 車のサイズ等を記入してください			
No.	駐車場種類	所有する車種	全長 (cm)	車幅 (cm)	車高 (cm)	車両重量 (kg)
1	大型駐車場	大型車				
2	大型駐車場	中小型車				
3	中小型駐車場	中小型車				

注1) 駐車場を希望する車両ごとに必要な枚数をコピーして提出してください。

注2) 中小型車の所有者で大型駐車場を希望された方に

大型駐車場の希望者が83名を超える時は、中小型駐車場へ変更していただきます。

注3) 大型および中小型駐車場の車両規格： 所有する車種を確認願います。

		全長	車幅	車高	重量
大型車用	上段	520 cm 以下	205 cm 以下	210 cm 以下	2,300 kg 以下
	中段	520 cm 以下	205 cm 以下	170 cm 以下	2,300 kg 以下
	下段	520 cm 以下	205 cm 以下	155 cm 以下	2,300 kg 以下
中・小型車用	上段	485 cm 以下	185 cm 以下	210 cm 以下	2,000 kg 以下
	中段	485 cm 以下	185 cm 以下	170 cm 以下	2,000 kg 以下
	下段	485 cm 以下	185 cm 以下	155 cm 以下	2,000 kg 以下

注意：大型・中小型にかかわらず駐車場操作ボックスに記してあるF値・R値にご注意ください。

* F値(後輪の車軸より前の長さ) 大型車用: 399cm 以下、中小型用: 374cm 以下

* R値(後輪の車軸より後ろの長さ) 大型車用: 127cm 以下、中小型用: 117cm 以下

年 月 日

駐車場契約の解約届

サザンヒル八事分譲住宅管理組合

理事長 殿

サザンヒル八事 号棟 号室

氏名：

連絡先：

下記により駐車場契約を解除したいのでお届けします。

解約予告月日	年 月 日	解約月日	年 月 日
駐車位置 No.		解約理由	
転居先住所			
最終駐車料金払込	月分 月 日	銀行	支店払込
備考			

(注)この届を提出するときは契約書・通帳(若しくは銀行口座名がわかるもの)をご持参下さるようお願いいたします。

備考

取扱者

年 月 日

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
理事長 殿

サザンヒル八事 号棟 号室

氏名：

連絡先：

駐車場の複数利用に関する念書

今回利用する駐車場については、複数利用となるので、自動車駐車契約書第2条に定める契約期間にかかわらず、サザンヒル八事分譲住宅管理組合から契約の解除の申出があった場合は、1ヶ月以内に駐車場を空け、返還いたします。

駐車場番号 列 番 段

駐車場番号 列 番 段

駐車場番号 列 番 段

駐車場番号 列 番 段

年 月 日

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
理事長 殿

サザンヒル八事 号棟 号室

氏名：

連絡先：

大型車用駐車場利用に関する念書

私が現在所有（又は使用）する自動車は、中小型専用駐車場に収容できますが、将来大型車用駐車場が不足した場合で、サザンヒル八事分譲住宅管理組合から中小型車用駐車場への変更の申出があった場合は、位置変更について協力いたします。

駐車場番号 列 番 段

年 月 日

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
理事長 殿

サザンヒル八事 号棟 号室

氏名：

連絡先：

駐車場のハイルーフ車の使用に関する念書

今回駐車場を利用しようとする車両は、車高が高く上段(または中段)以外は使用が出来ませんので、駐車場で規格を満たす場所が借りられなかった場合は、利用を諦め他の駐車場を手当てします。

<自車の該当する方に○印を記入>

- () 車高が 170cm 超の車両 …… 上段のみが使用可能
- () 車高が 155cm 超、170cm 以下の車両 …… 上段または中段が使用可能